

熊本市中小企業地下水使用合理化設備資金融資制度要綱運用規程

制定	平成16年	3月31日	市長決裁
改正	平成18年	3月27日	市長決裁
	平成19年	9月14日	市長決裁
	平成23年	3月22日	市長決裁
	平成23年	7月1日	経営支援課長決裁
	平成24年	3月26日	市長決裁
	平成26年	4月24日	農水商工局長決裁
	令和3年	6月7日	商業金融課長決裁

(趣旨)

第1条 この運用規程は、熊本市中小企業地下水使用合理化設備資金融資制度要綱（平成3年3月30日制定。以下「要綱」という。）の運用に当たり、熊本県信用保証協会（以下「協会」という。）の定めるもののほか必要な事項を定めるものである。

(融資対象者)

第2条 要綱第4条第1号に規定する市内に1年以上居住とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 個人事業者においては、本市への住民票登録日から起算し、1年以上経過していること。
- (2) 法人においては、本市での登記日から起算し、1年以上経過していること。

(業歴等)

第3条 要綱第4条第1号に規定する同一業種を1年以上経営しているとは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 個人事業者 次に掲げるもののいずれかに該当するもの。
 - イ 直近2か年度の税務申告がなされていること。
 - ロ 帳簿や伝票にて1年以上の営業取引が確認できること。
 - ハ 営業所賃貸借契約又は、商取引契約の期日が1年以上経過していること。ただし、許認可を要する事業については、上記に加え、許認可の取得日から起算し、1年以上経過していること。
- (2) 法人 設立登記日より1年以上経過していること。許認可を要する事業については、さらに、許認可の取得日から起算し、1年以上経過していること。

2 次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、業歴を通算して取り扱うものとする。

- (1) 個人事業者の事業継承 事業継承の原因が、死亡、老齢、病気等で3親等以内の親族が継承した場合
- (2) 法人成り 個人から法人化したとき、個人経営時の経営者又は3親等以内の親族が法人の代表者となった場合

(対象となる設備等)

第4条 対象となる設備等は要綱別表に定める範囲内とする。

(納税)

第5条 要綱第4条第2号に規定する市県民税又は法人市民税を納税していることとは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 個人においては、直近2か年度（業歴2年未満の場合は、直近年度）の納税証明書において、未納額の記載がないこと。
- (2) 法人においては、直近1期分の納税証明書において、未納額の記載がないこと。

第6条 削除

(融資制度の併用)

第7条 本制度と次の各号に掲げる熊本市融資制度との併用を認める。

- (1) 熊本市中小企業小口資金融資制度
- (2) 熊本市中小企業経営向上小口資金融資制度
- (3) 熊本市中小企業経営安定資金融資制度
- (4) 熊本市中小企業創業サポート資金融資制度
- (5) 熊本市中小企業短期資金融資制度
- (6) 熊本市中小企業経営安定特例資金融資制度

- (7) 熊本市中小企業経済環境変動対策資金融資制度
- (8) 熊本市中小企業公害防止施設資金融資制度
- (9) 熊本市中小企業高度化資金融資制度
- (10) 熊本市中小企業新エネルギー設備等資金融資制度
(融資限度)

第8条 融資限度額は、熊本市中小企業経営安定資金融資制度又は熊本市中小企業経済環境変動対策資金融資制度の利用がある場合については、申込金額と当該制度の債務残の合計額が3,000万円を越えないものとする。

(融資制度の決済)

第9条 本制度による債務残の決済は認めない。

(必要書類)

第10条 要綱第9条に規定する所定の申込書及び必要書類とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 熊本市中小企業制度融資借入申込書（共通様式-1）
- (2) 熊本市中小企業地下水使用合理化設備資金融資対象者認定申請書（様式地-1）及び添付書類
- (3) 信用保証協会全国統一申込書式及び添付書類
- (4) 個人事業者 市県民税納税証明書の写し（直近2か年分）ただし、非課税の場合は所得課税証明書の写し
法人 法人市民税納税証明書の写し（直近1か年分）
- (5) その他関係書類等
(協会の必要書類)

第11条 第11条第1項の保証依頼の書類とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 熊本市中小企業制度融資借入申込書（共通様式-1）の写し
- (2) 熊本市中小企業地下水使用合理化設備資金融資対象者認定申請書（様式地-1）の写し及び添付書類
- (3) 信用保証協会全国統一申込書式及び添付書類
- (4) 個人事業者 市県民税納税証明書の写し（直近2か年分）ただし、非課税の場合は所得課税証明書の写し
法人 法人市民税納税証明書の写し（直近1か年分）
- (5) 熊本市中小企業制度融資発送簿（様式-A）
- (6) その他関係書類等
(市の必要書類)

第12条 要綱第11条第1項に規定する市への必要書類とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 熊本市中小企業制度融資借入申込書（共通様式-1）
- (2) 信用保証委託申込書の写し
- (3) 申込人（企業）概要の写し
- (4) 信用保証依頼書の写し
- (5) 法人 保証人等明細の写し

附 則

この運用規程は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成23年7月1日から施行する

附 則

この運用規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、令和3年7月1日から施行する。

(様式地－１)

熊本市中小企業地下水使用合理化設備資金融資対象者認定申請書

年 月 日

熊本市長 様

<申請者>

住所

法人名又は商号

代表者又は氏名

営業所在地

私は、要綱に規定された地下水使用合理化設備を設置しますので、熊本市中小企業地下水使用合理化設備資金融資の融資対象者の認定を申請します。

記

1 設置場所

2 地下水使用合理化設備内容及び費用

3 添付書類

- ・【共通】 図面、仕様書、見積書
- ・【法人の場合】 履歴事項全部証明書等の写し
- ・【個人事業者の場合】 運転免許証、マイナンバーカード（表面のみ）等の本人確認書類の写し

4 特記事項

融資対象者認定通知書

発第 号
年 月 日

上記申請者は、熊本市中小企業地下水使用合理化設備資金融資の融資対象者であることを認定する。

熊本市長

印

注意事項：有効期限は認定日より 30 日です

－あらかじめご了承願います－

本認定書は、融資を確約するものではありません。

金融機関、信用保証協会における金融上の審査等により融資できない場合があります。

※ 取扱金融機関にて原本を保管し、熊本県信用保証協会に写しを提出してください。